

太子町議会ハラスメント防止に関する決議

議員におけるハラスメント行為は、個人の人格や尊厳を傷つけるほか、議員の持つ本来の役割が発揮できず、議会の運営にも支障をきたす大きな問題です。

議会は、住民・全職員（特別職を含む）・議員がお互いに個人として、尊重し尊重されながら活動できる議会を目指すため「太子町議会ハラスメント防止宣言」に基づき、積極的に取り組むことを宣言します。

私たちは、議員・全職員（特別職を含む）・住民の間におけるいかなるハラスメントも許しません。

議会は、互いを尊重し安心して活動できる環境を築くため、研修や啓発を進めます。

相談窓口を整え、ハラスメントにかかる事案が発生した場合は、プライバシー保護等個人情報に十分配慮し、迅速に対応します。

不当な行為が認められれば、厳正に対処し、再発を防ぎます。

全議員がその趣旨を尊重し、実践していきます。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 19 日

太子町議会